

令和 8 年度
史跡名越切通まんだら堂やぐら群C群整備工事
実施設計図

目次

- 01 案内図・数量総括表
- 02 特記仕様書
- 03 資材運搬平面図 運搬距離算定
- 04 除草工平面図
- 05 施設平面図
- 06 詳細図-1（園路縦断図・土系舗装・フトンカゴ階段）
- 07 詳細図-2（転落抑制柵・管理用出入口・進入防止柵）

令和 8年 8月

逗子市教育委員会

特 記 仕 様 書

1. 工事の目的

本工事は、国指定史跡名越切通内のまんだら堂やぐら群 C 群の整備工事である。来訪者が安全に利用するために必要な転落抑制柵や階段の設置、園路舗装、やぐらの保全のための進入防止柵設置等の整備工事を行うことを目的とする。

2. 適用基準

- 本特記に定めない一般事項については、神奈川県土木工事共通仕様書（令和 8 年 4 月 1 日改正）に定める適用すべき基準等、同土木工事施工管理基準、及び以下に示す基準に準拠するものとする。
- (1)再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
 - (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、改正平成 4 年法律第 105 号）
 - (3)建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 3 号）
 - (4)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 11 号）
 - (5)逗子市の建築・土木工事に係る環境配慮指針
 - (6)ダンプトラック等による過積載等の防止についての工事仕様書
 - (7)国指定史跡名越切通第 1 期整備工事設計監理等業務委託仕様書（一般事項）
 - (8)その他関連する法令等

3. 提出書類

- (1) 工事計画書（A4 版、3 部）、出来形管理関係、品質管理関係、工事写真を含む工事報告書（A4 版、3 部）、施工時の映像記録、その他必要図書。また、工事写真や工事報告書は、電子媒体（CD-ROM 等）に収録したものを 2 部提出すること。映像記録については、工種や施工場所に応じて編集し、電子媒体（DVD）に収録したものを 2 部提出すること。なお、電子データの形式等については、監督員の指示による。工事計画書は契約後速やかに、その他は監督員の指示に従い提出すること。
- (2) 報告書の内容は、「工事内容」「出来形図面」「記録写真」「処分地の位置」「施設の許可証の写し」「廃棄材の数量調書」「施設の受入検査簿」その他、監督員の指示する事項とする。
- (3) 記録写真については、対象物の施工前・施工中・施工後の比較ができる形式で撮影することとし、対象物については別途協議を行うこととする。

4. 工事計画書

- (1) 施工に当たっては、工事計画書を監督員に提出し、その承認を得た後に着手すること。
- (2) 工事計画書には、「作業内容」「施工体制」「資格の写し」「運搬経路」「処分場の位置」「実施工程表」等を記すこと。特に、実施工程表の作成に当たっては、監督員と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 工事計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要であると監督員が判断する場合には、その都度、変更計画書を監督員に提出すること。
- (4) 監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な工事計画書を提出すること。

5. 一般共通事項

- (1) 工事の施工箇所は重要な文化財中であり、遺構面の損傷、破損を生じる事態は起こしてはならない。
- (2) 遺構上に存在する表土を取り除くことは極力避けることとし、万が一、表土を動かした場合には、監督員に報告しその指示を仰ぎ、速やかに受注者の責任で原状復旧を図ること。
- (3) 本工事の施工に当たり、関係機関と交渉する場合、又は、苦情・要望などを受けた場合には、速やかに監督員に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 作業上、ハイキングコース上ならびに隣接する箇所を使用する際には、見張員を立ててハイカーなど第三者に対して危険がないように努めると共に、第三者の通行を優先すること。
- (5) 本工事により、名越切通内へ通ずる公道を著しく汚損させた場合は速やかに清掃すること。
- (6) 工事範囲内に、ごみ・プラスチック等の一般ごみが存在する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき受注者の責任において処理すること。
- (7) まんだら堂やぐら群は、一部、崩壊の危険性が高い箇所を有する。このため、作業中は一般の通行者が入らないよう、門扉の施錠を確実にを行うこと。
- (8) 工事現場内での作業による塵、振動、騒音の発生が周辺家屋等に影響がある場合には、可能な限りその防止に努めると共に、強風時の作業は極力避けること。
- (9) 本工事における資材置き場は、事前に場所、規模について監督員と協議すること。
- (10) 工事安全管理に万全を期す為、職員及び関係下請け業者に対して工事安全関係法令の周知及び安全教育の徹底を図り、事故防止に格段の努力をすること。
- (11) 工事区域内外の安全管理について、作業中は勿論のこと、作業休止日においても第三者の立ち入り事故が起きることを想定し、十分現場を把握し安全管理に努めること。

6. 工事特記事項

(1) 資材運搬工

- 1)運搬は、各種材料の場内への搬入に適用する。
- 2)運搬に使用するルートは起伏に富むが、運搬に当たっての地形改変は固く禁ずる。
- 3)積み下ろし作業箇所に至る道は狭いため、搬入には2tダンプトラック以下を利用することを原則とし、第三者に危険がないよう努めると共に、第三者の通行を優先すること。
- 4)積込み等に際し、トラック荷台へ投擲による方法は、危険なことから禁ずる。また、別紙「ダンプトラック等による過積載等の防止について」に基づき、過積載は固く禁ずる。
- 5)敷地境界のフェンス、入り口付近の舗装道路など、周辺施設を破損・汚損した場合には、請負者の責任の下で速やかに現況復旧を行うこと。

(2) 造成工

- 1)造成工は転落抑制柵、階段、進入防止柵を設置するための盛土、切土、床掘り、埋め戻し、土のう積みに適用する。
- 2)造成工の詳細については、平面図及び縦断面図の特記によるものとする。
- 3)床掘りを行う際は、監督員の立会い・指示のもとで遺構面を掘削しないように実施する。
- 4)掘削した土砂等の一時保管場所については、監督員の指示に従うこと。

(3) 除草工

- 1)除草工は、対象範囲の除草、運搬・処分に適用する。
- 2)除草は刈払機によることを基本とするが、やぐら周辺など遺構の露出部に接する箇所は、遺構である岩盤を傷つけないよう、監督員の指示に従い慎重に作業を行うものとする。
- 3)地表面の掘削、整地その他現状変更を伴う行為は行わないものとする。
- 4)遺構に飛散物による損傷を与えるおそれがある場合は、防護措置を講じるものとする。
- 5)除草作業に伴い史跡等へ損傷を与えた場合は、受注者の責任において監督員の指示に従い復旧するものとする。

(4) 園路広場工

- 1)園路広場工は、園路舗装、階段に適用する。
- 2)製品及び素材については、詳細図の特記によるものとする。
- 3)現地表面の掘削は基本的に行わないこととし、監督員の立会い・指示のもとで実施する。
- 4)使用する材料は景観を損なわないよう十分に配慮すること。

(5) 管理設備工

- 1)管理施設工は、転落抑制柵、進入防止柵に適用する。
- 2)製品及び素材については、詳細図の特記によるものとする。
- 3)転落抑制柵の設置時は遺構面の掘削は行わないこととし、監督員の立会い・指示のもとで実施する。進入防止柵の設置時は、現地表面の掘削は行わない。
- 4)使用する材料は景観を損なわないよう十分に配慮すること。

7. 受注者の資格など

- (1) 当工事は、当該地の特殊性・専門性を有するため、受注者は次の実績を有することとする。
 - ・史跡における整備工事の実績（元請）を有すること。
- (2) 着手に当たっては、主任技術者・現場代理人の経歴書・各種資格証明書の写し・健康保険証の写しを提出すること。

8. 工期

工事の履行期間は、契約日から令和 9 年 3 月 1 日までとする。
本工事は国庫補助事業であるため、履行期間を厳守し期間内で必ず工事を終了することとし、期間の延長および繰り越しは認めない。

9. 支払いについて

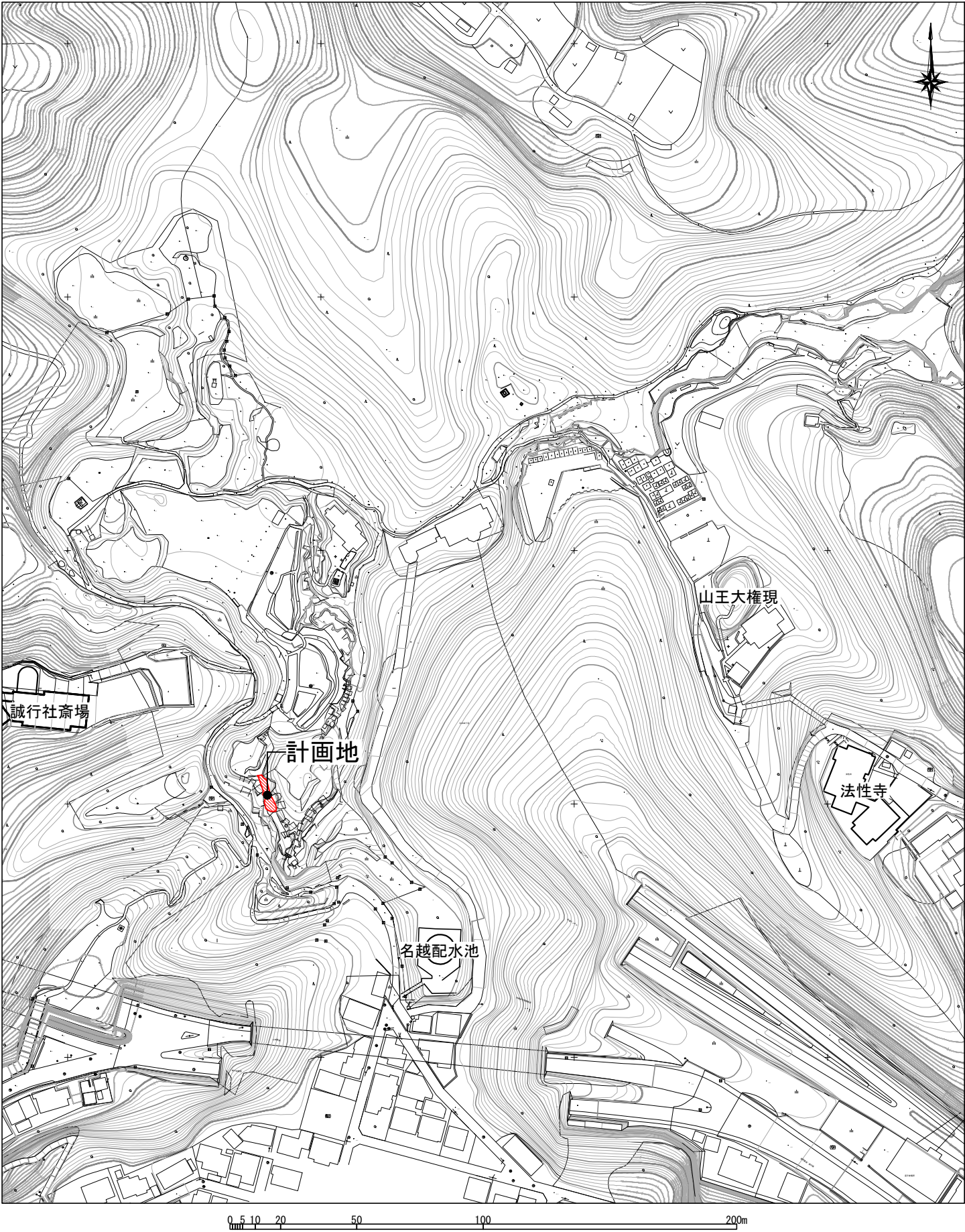
支払いについては、逗子市財務規則を準用する。

10. その他

この仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合は、監督員と別途協議を行う。

逗 子 市 教 育 委 員 会			
工 事 名 称	史跡名越切通まんだら堂 やぐら群 C 群整備工事	令和 8 年度	
図 面 名 称	特記仕様書	縮尺	----
	(1 / 1)	図面サイズ	A3
年 月	令和 8 年 8 月	図面番号	02 / 07
設 計	応用地質株式会社		

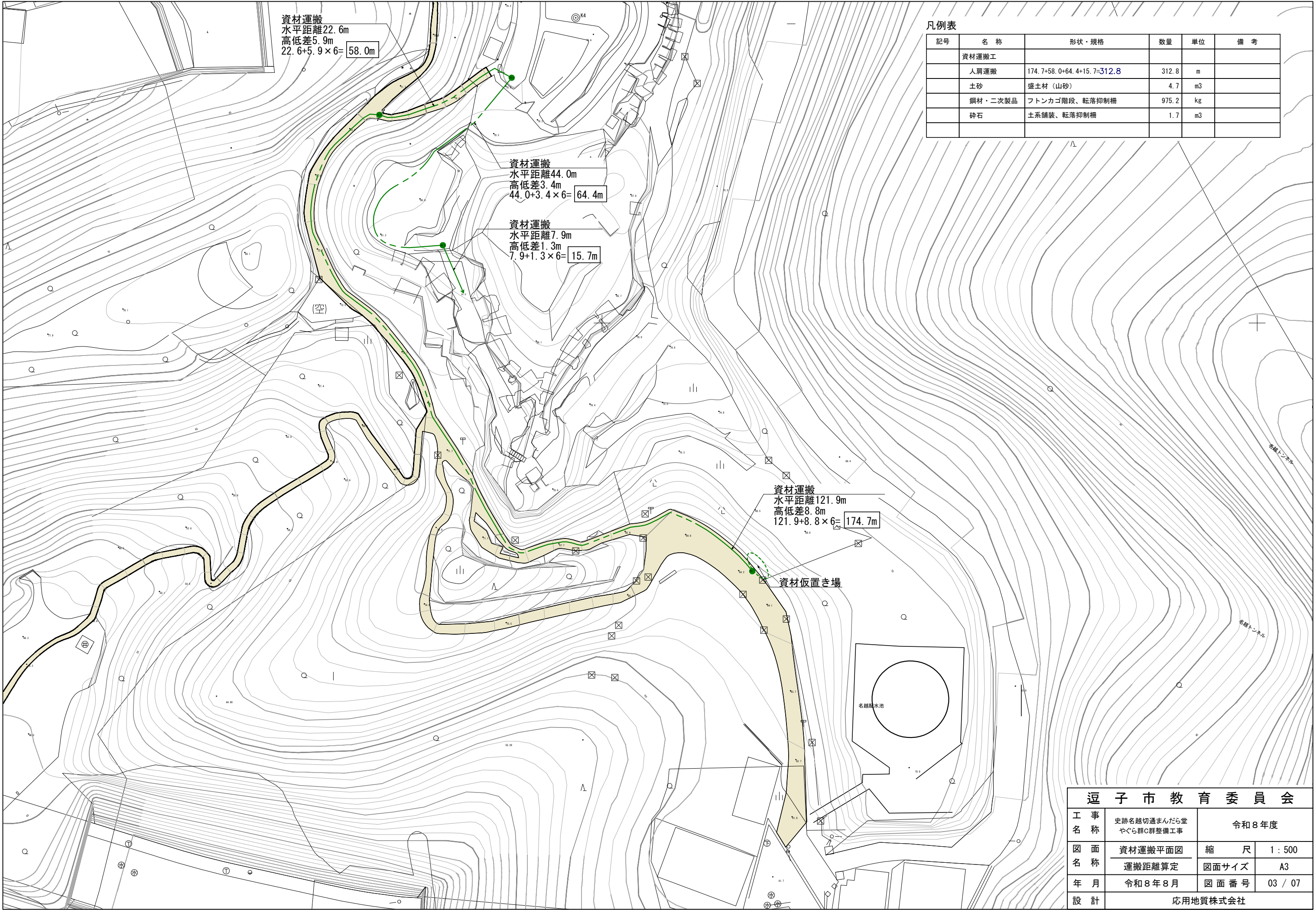
案内図

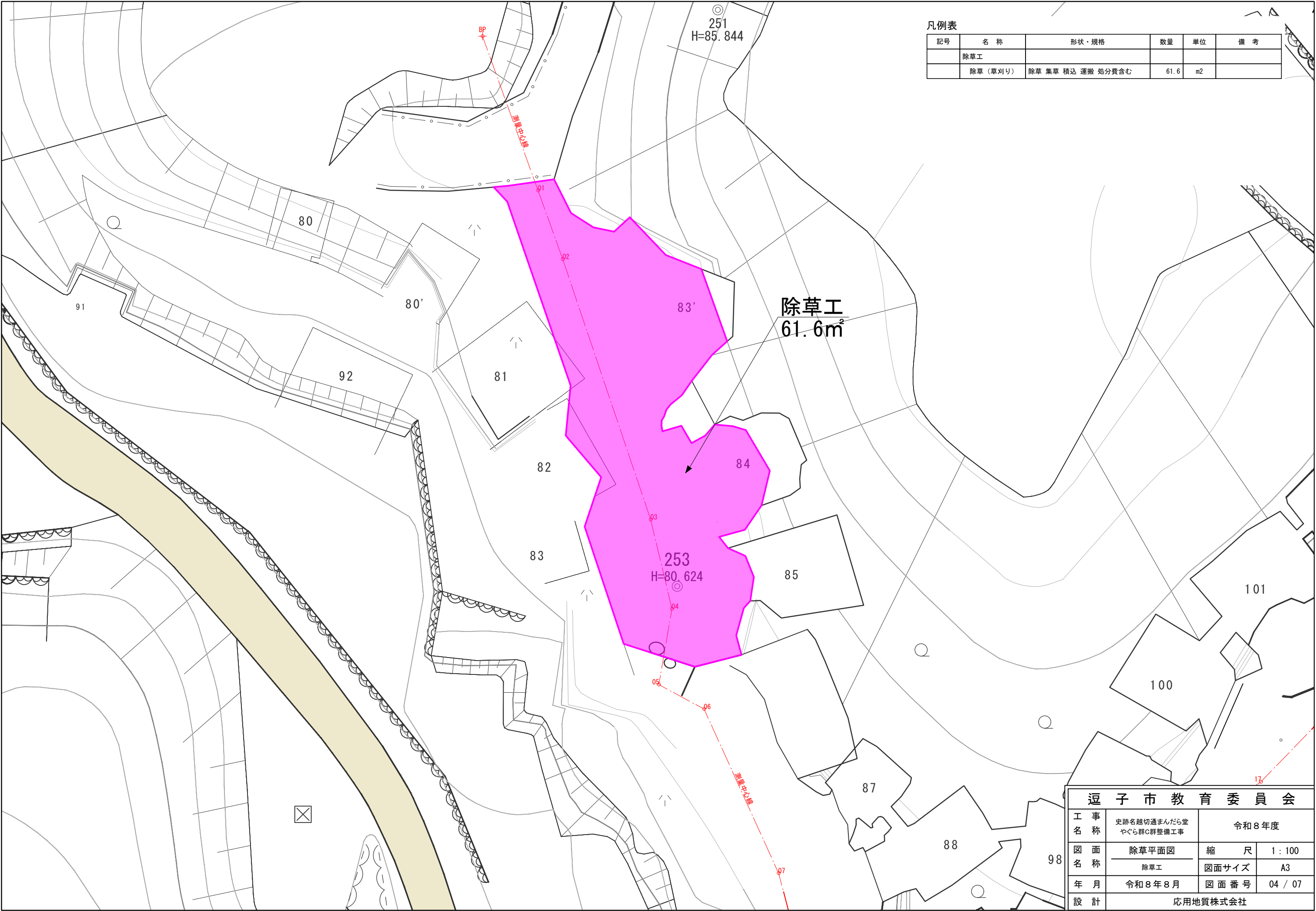


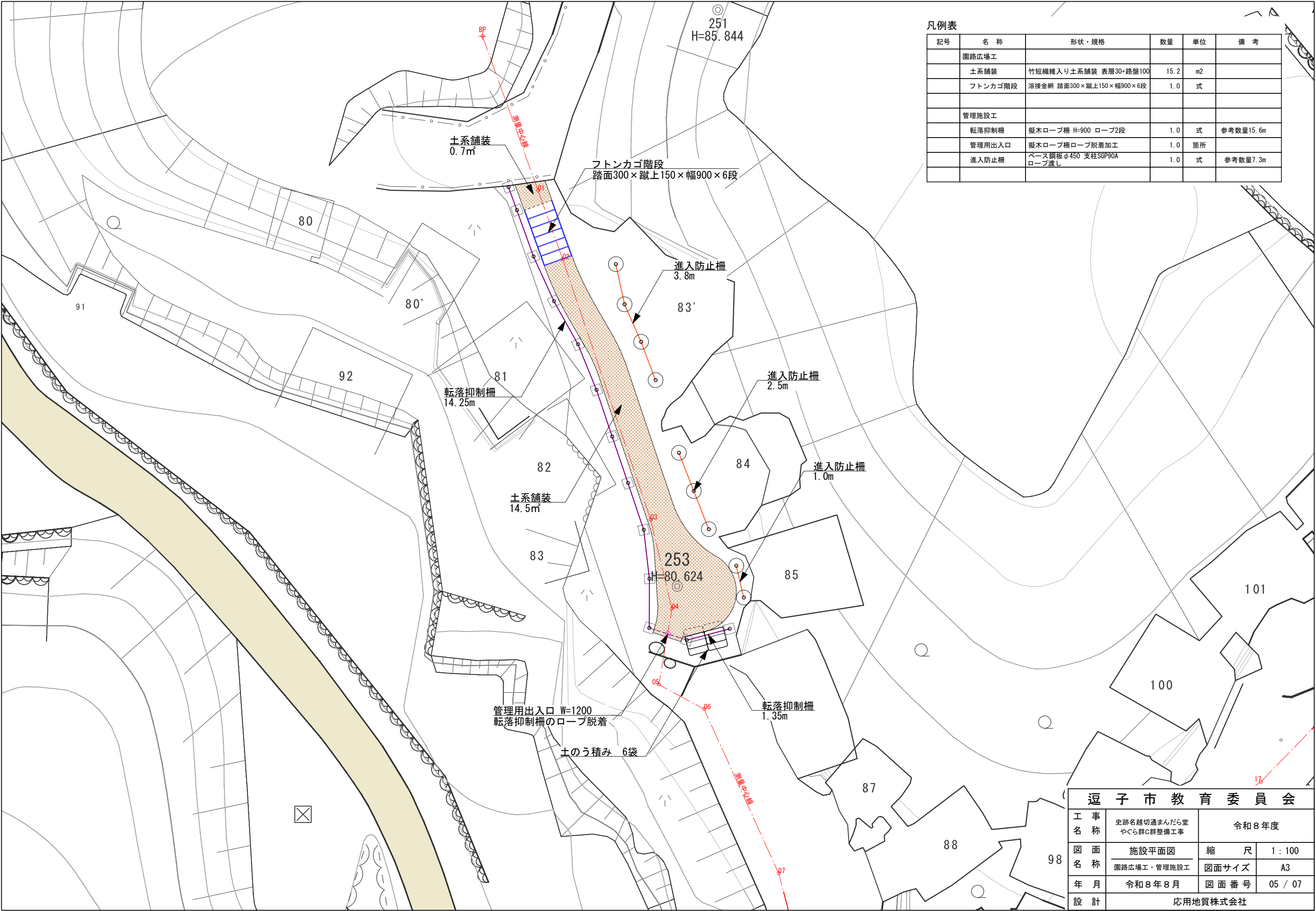
数量総括表

記号	名 称	形状・規格	数量	単位	備 考
	資材運搬工				
	人肩運搬	174.7+58.0+64.4+15.7=312.8	312.8	m	
	土砂	盛土材（山砂）+土のう（山砂）	4.7	m3	※購入材
	鋼材・二次製品	フトンカゴ階段、転落抑制柵	975.2	kg	
	碎石	土系舗装、転落抑制柵	1.7	m3	
	造成工				
	購入土盛土	人力	4.7	m3	
	発生土盛土	人力	0.6	m3	
	切土	人力	0.4	m3	
	床掘り	人力	2.5	m3	
	埋戻し	人力	2.7	m3	※進入防止柵の盛土、覆土含む
	土のう		9.0	袋	
	除草工				
	除草	伐採、運搬、処分費	61.6	m2	
	園路広場工				
	土系舗装	竹短繊維入り土系舗装 表層30+路盤100	15.2	m2	
	フトンカゴ階段	溶接金網 踏面300×蹴上150×幅900×6段	1.0	式	
	管理施設工				
	転落抑制柵	擬木ロープ柵 H=900 ロープ2段	1.0	式	参考数量15.6m
	管理用出入口	擬木ロープ柵ロープ脱着加工	1.0	箇所	
	進入防止柵	ベース鋼板φ450 支柱SGP90A ロープ渡し	1.0	式	参考数量7.3m

逗子市教育委員会			
工 事 名 称	史跡名越通まんだら堂 やぐら群の群整備工事	令和8年度	
図 面 名 称	案内図	縮 尺	1：2000
	数量総括表	図面サイズ	A3
年 月	令和8年8月	図 面 番 号	01 / 07
設 計	応用地質株式会社		

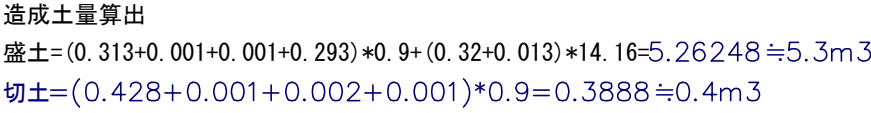




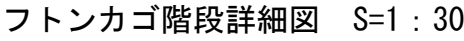


凡例表					
記号	名 称	形状・規格	数量	単位	備 考
	園路広場工				
	土系舗装	竹短繊維入り土系舗装 表層30+路盤100	15.2	m2	
	フトンカゴ階段	溶接金網 踏面300×蹴上150×幅900×6段	1.0	式	
	管理施設工				
	転落抑制柵	擬木ロープ柵 H=900 ロープ2段	1.0	式	参考数量15.6m
	管理用出入口	擬木ロープ柵ロープ脱着加工	1.0	箇所	
	進入防止柵	ベース鋼板φ450 支柱SGP90A ロープ渡し	1.0	式	参考数量7.3m

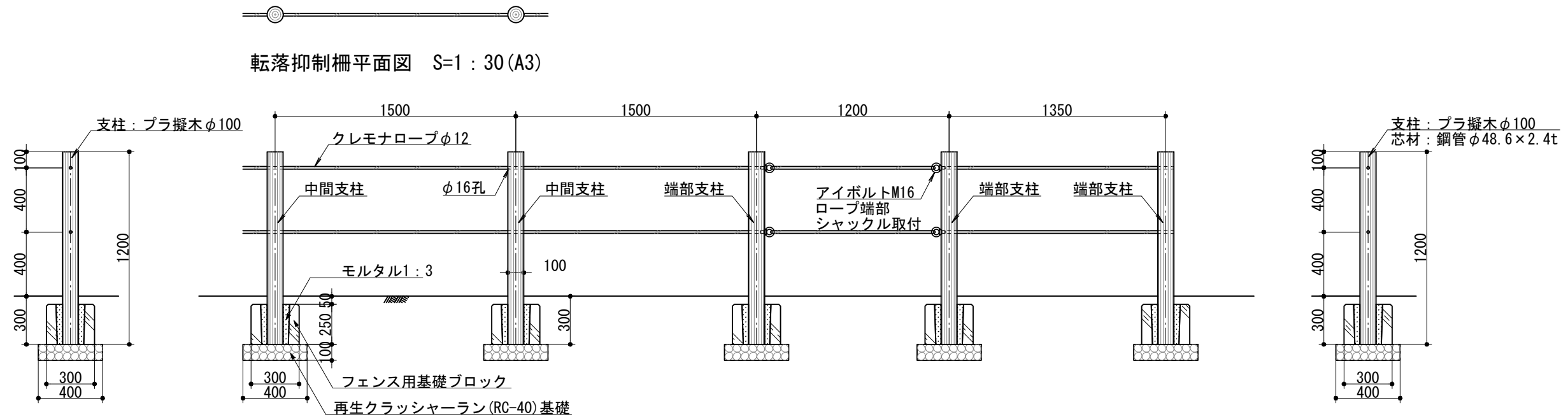
逗 子 市 教 育 委 員 会			
工 事 名 称	史跡名越切通まんだら堂 やぐら群C群整備工事	令和8年度	
図 面 名 称	施設平面図	縮 尺	1 : 100
	園路広場工・管理施設工	図面サイズ	A3
年 月	令和8年8月	図 面 番 号	05 / 07
設 計	応用地質株式会社		



園路縦断面 S=1 : 60



逗子市教育委員会			
工 事 名 称	史跡名越切通まんだら堂 やぐら群C群整備工事	令和8年度	
図 面 名 称	詳細図-1	縮 尺	図 示
	園路縦断図(造成土量算出) 土系舗装・フトンコ階段	図面サイズ	A3
年 月	令和8年8月	図 面 番 号	06 / 07
設 計	応用地質株式会社		



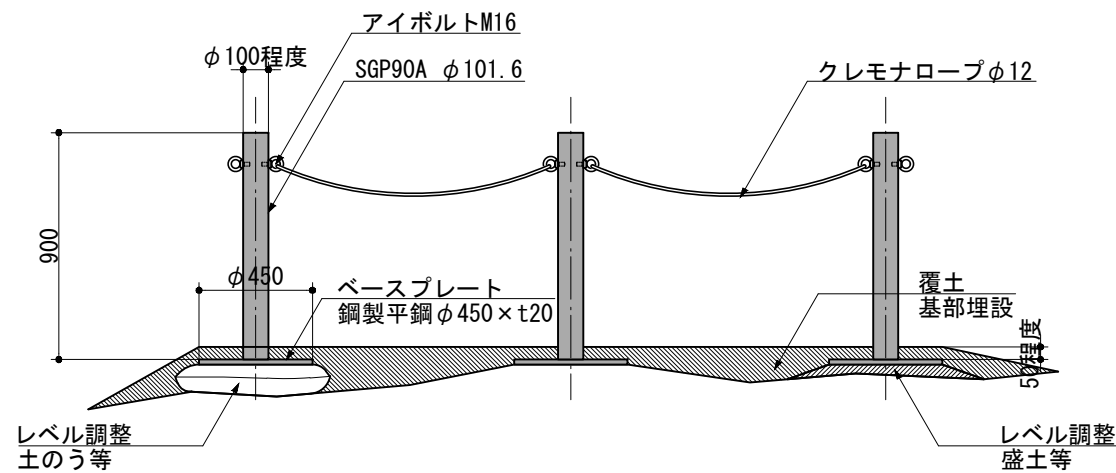
中間支柱断面図 S=1 : 30 (A3)

転落抑制柵（管理用出入口含む）立面図 S=1 : 30 (A3)

端部支柱断面図 S=1 : 30 (A3)

特記

- ・史跡内につき、支柱基礎設置に際して掘削を行う場合は、監督員に確認すること。
- ・支柱は、エコマーク認定品（樹脂部はリサイクルプラスチック）および賠償責任保険加入品とする。
- ・プラ擬木は、ダークブラウン（耐候剤入り）、クヌギ肌模様仕上げとする。
- ・使用鋼管は、亜鉛メッキ品STK400以上とする。



特記

- ・鋼材は全て熔融亜鉛めっきの上ウレタン樹脂塗装（濃茶）とする。
- ・地形が不陸している箇所は、土のうまたは盛土により平坦面を確保すること。
- ・設置後は、ベースプレートが地表面に見えないよう覆土すること。

進入防止柵立面図 S=1 : 30 (A3)

逗子市教育委員会			
工 事 名 称	史跡名越切通まんだら堂 やぐら群の群整備工事	令和8年度	
図 面 名 称	詳細図-2	縮 尺	図 示
	転落抑制柵・管理用出入口 進入抑制柵	図面サイズ	A3
年 月	令和8年8月	図 面 番 号	07 / 07
設 計	応用地質株式会社		